

# 知って守ろう！退職後の「きまり」

公務の公平性確保のため、退職後も元札幌市職員として守っていただく「きまり」があります。その退職管理制度について、ポイントをまとめてご説明します。

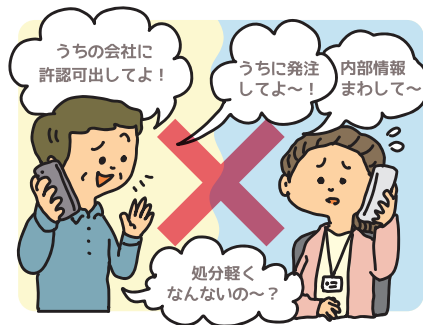
## 1. 再就職者による「働きかけの禁止」

対象

原則 全退職者

離職後に営利企業等の法人(※1)に再就職した元職員(以下、「再就職者(※2)」という。)は、現職職員に対して当該営利企業等(その子法人(※3)も含む。)と市との間の契約等事務(※4)について、職務上の行為をする(しない)ように、要求・依頼をすることが禁止されます。

ただし、在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間は異なります。



- ※1 民間企業だけでなく、社会福祉法人、NPO法人等の非営利法人(国、国際機関、地方公共団体及び特定(地方)独立行政法人は除かれます。)も含まれます。
- ※2 臨時的任用職員、条件付採用職員又は非常勤職員(再任用短時間勤務職員は除かれます。)であった者が離職後に再就職した場合並びに退職手当通算予定職員であった者であって引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び退職派遣者は除かれます。
- ※3 営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいいます。
- ※4 売買、賃借、請負その他の契約に関する事務のほか、行政処分に関する事務も含まれます。

働きかけ禁止の内容	対象者・対象行為	禁止の内容
働きかけ禁止の内容	Ⅰ すべての再就職者	離職前5年間に在職していた市の執行機関等の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務について、離職後2年間働きかけを禁止
	Ⅱ 離職前5年より前に課長職以上の経験がある再就職者	Ⅰに加え、課長職となった以降の期間の職務に関しても、離職後2年間働きかけを禁止
	Ⅲ 自ら決定した契約等事務について	Ⅰ・Ⅱに加え、在職中に自ら決定した契約等事務に関しては、期間の制限がなく永久に禁止

働きかけ禁止の内容	対象者・対象行為	【退職前】		【退職後】	
		期間	業務	期間	業務
働きかけ禁止の内容	Ⅰ すべての再就職者	5年間	課長職以上であった期間	2年間	なし
	Ⅱ 離職前5年より前に課長職以上の経験がある再就職者	5年間	課長職以上であった期間	2年間	なし
	Ⅲ 自ら決定した契約等事務について	なし	なし	なし	なし

※ 青の期間に携わった業務について 赤の期間、現職職員への働きかけが禁止されます。

### 働きかけの禁止の対象外となる場合

- (ア) 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合、指定団体(※5)、市職員の派遣先等の業務を行うために必要な場合
  - ※5 札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱(昭和60年8月24日市長決裁)第2条第1項に規定する指定団体をいいます。
- (イ) 法令、市との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- (ウ) 法令に基づく申請・届出を行う場合
- (エ) 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- (オ) 法令又は慣行により公開されている、又は公開することが予定されている情報の提供を求める場合(但し、公開が予定されている情報を事前に開示するよう求める場合は禁止の対象となります。)
- (カ) 公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として、札幌市職員の退職管理に関する規則第12条の規定により任命権者の承認を受けた場合

## 2. 再就職者の「届出の義務」

対象

原則 課長職以上の経験者

在職中に課長職以上の職を経験し(※6)、離職後2年以内に営利企業その他の法人(※7)に再就職した場合は、1か月以内に「再就職届出書」の提出が義務付けられています。

また、再就職先を離職した場合又は届出事項に変更があった場合にも、1か月以内に「勤務先離職等届出書」を提出してください。

※6 退職時の役職に関わらず、在職時に一度でも課長職以上の経験がある方は対象になります。

また、課長職以上には、学校の校長及び幼稚園の園長も含まれます。

※7 民間企業だけでなく、社会福祉法人、NPO法人等の非営利法人も含まれます。



### 届出を必要としない場合

- 1 雇用形態が日雇いの場合
- 2 再就職先が、非営利法人で、かつ年間報酬額が160万円以下である場合

### 再就職状況の公表

届出事項(氏名・離職日・離職時の職・再就職先・再就職日・再就職先での地位)については、2年間(※8)市の公式ホームページ等で公表されます。

※8 出資団体の常勤役員となった場合は、その地位にある間は2年経過後も公表されます。

## 3. 罰則

「働きかけの禁止」もしくは「届出の義務」に違反した場合、次のとおり罰則が適用されます。

規制違反の内容	制裁措置
Ⅰ 「働きかけの禁止」に違反した場合	10万円以下の過料
Ⅱ 「働きかけ禁止」に違反し、かつ働きかけの内容が不正行為に関するものであった場合	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
Ⅲ 再就職情報の届出を怠った場合、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料



届出・お問い合わせ先

各種届出は、メールでの提出にご協力をお願いいたします。  
※届出様式は、下記のURL若しくは右の二次元コードよりダウンロードいただけます。  
<https://www.city.sapporo.jp/somu/saishushoku/index.html>

【担当】札幌市総務局職員部人事課 Mail: taishoku-kanri@city.sapporo.jp  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 Tel: 011-211-2072 Fax: 011-218-5169

